

## 第71号議案

### ふじみ野市印鑑条例の一部を改正する条例

ふじみ野市印鑑条例（平成17年ふじみ野市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市の住民基本台帳」を「住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第5条の規定により市が備える住民基本台帳をいう。第7条第2項第1号において同じ。）」に改める。

第6条第1項第3号を次のように改める。

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第6条第1項第6号中「記録されている」を「記載がされている」に、「組合せた」を「組み合わせた」に改め、同条第3項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第16条において同じ。）」を削る。

第7条第2項第1号中「、名」及び「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第3項中「記録されている」を「記載がされている」に、「組合せた」を「組み合わせた」に改める。

第14条第1項第4号中「氏又は」を「氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は」に改める。

第16条第1項第1号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に改め、「及び」の次に「当該」を加え、同項第4号中「記録されている」を「記載がされている」に、「組合せた」を「組み合わせた」に改める。

### 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

令和元年8月30日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）の施行により住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることに伴い、印鑑登録においても旧氏により行うことができるようにするため、ふじみ野市印鑑条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。